

9274

海外經濟協力基金所管資本協力案件資料

—1974.4~1975.7新聞発表綴—

JICA LIBRARY



1019178E13

昭和50年9月

国際協力事業団
企画調査調整部

9274

P1

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 5. 21	000
登録No. 06116	36
	PL

本資料は、海外経済協力基金（OECE）との第3回定期会議に際し、OECE所管資本協力（のうちプロジェクト・エイド分）実施状況資料として入手したものをOECE関係者の了解を得て、増刷したものです。

昭和49年4月から50年7月下旬までの間に、OECEが新聞発表資料として作成したものの綴ですが、各プロジェクトの概要が手際よくとりまとめられており、技術協力とのリンクを考えるうえにも業務上役立つものと信じます。

田中企画調査調整部長

国別・L/A 締結順索引

国名	対象案件名	L/A 締結年月日	ページ	技術協力 との関係
インドネシア	1. 東ジャワ火力発電所	49.5.30 (1~6)	15~26	有
	2. バス輸送復旧			
	3. ランボン道路、パカウニ〜メラ ク間フェリー			
	4. ジャカルタ上水道			
	5. スマトラ僻地ディーゼル発電			
	6. 鉄道橋梁取替改良			
	7. 東部ジャワ送配電網	49.8.12 (7~12)	33~46	有
	8. ルブクリンゴ〜テルクベトン間 (南スマトラ)道路			
	9. 設標船、補給船建造			
	10. マグロ漁業			
	11. ラワン紡績工場拡張			
	12. 東カリマンタン石油港湾修復	49.9.20 (13~15)	49~56	有
	13. カリスラバヤかんがい			
	14. ジャカルタ移動電話交換局設置			
	15. バリト〜河河口浚渫	49.9.20 (16~17)	57~58	
	16. バタック液化天然ガス開発			
	17. アルン液化天然ガス開発	49.12.27 (18~25)	79~96	有
	18. 内航船更新			
	19. ディーゼル・カー			
	20. 電車			

国名	対象案件名	L/A 締結年月日	ページ	技術協力 との関係	
	21. カランカテス第2期	49.12.27	87	有	
	22. 放送(中波ラジオ網設置及び テレビ網改善)	(18~25)	89		
	23. スラウエン僻地ディーゼル発電		91		
	24. バス輸送改善		93		
	25. ウェイウンブ・ウェイブングブア ンかんがい		95		有
	26. ベラワン港電力・給水設備改善	50.2.28	97~ 109	有	
	27. ジャカルタ電話網拡張	(26~32)			
	28. ジャカルタ電話網増強				
	29. ジャワ・テレビ網改善				
	30. ウリンギ多目的ダム				有
	31. 航行補助				有
	32. 東部ジャワ送配電網第2期				有
	33. 北スラウエン道路修復	50.3.6	111~ 112	有	
	34. 中波ラジオ網建設	50.3.18	115~ 116		
	35. スラバヤ火力発電所	50.3.18	117~ 118		
	36. バレンバン配電網	50.4.23	119~ 120		
	37. バリト-河, 河口浚渫事業	50.7.24	127~ 128		
韓国	1. 浦項総合製鉄所拡充事業	49.5.22	13~ 14	有	
	2. 農業総合開発事業及び大浦多目的 ダム建設事業	49.12.26	71~ 75		

国名	対象・案件名	L/A 締結年月日	ページ	技術協力 との関係
ラオス	1. ナムグム水力発電第2期計画	49.6.26	27~28	有
マレーシア	1. テメンゴール水力発電事業	50.7.1	123~ 124	
フィリピン	1. 鉄道通勤輸送強化 2. 立体交差建設 3. 道路機械管理修繕テボ整備	49.4.22 (1~3)	5~9	
	4. 地下水かんがい 5. かんがい維持 6. 河川改修浚渫 7. カガヤンバレイ電化計画	49.8.1 (4~6) 49.11.28	29~32 67~68	有 有 有 有
タイ	1. バンチャオネン水力発電事業(第1次)	49.4.9	1~2	有
	2. 南バンコク火力発電所(5号機)	49.4.9	3~4	
	3. バンチャオネン水力発電事業 (第2次貸付)	49.9.20	47~48	
	4. 南部タイ(ブンビン~パタルン間 ハイウェイ建設)	49.10.30 (4~5)	59~64	
	5. サートン橋建設			有
	6. 地方配電網増強事業	49.12.20	69~70	
ジョルダン・ ハンミット王国	1. 市内電話施設拡充事業	49.12.27	77~78	

国名	対象案件名	L/A 締結年月日	ページ	技術協力 との関係
トルコ	1. ハサン・ウールル・ダム及び 水力発電所建設事業	50.5.26	121~ 122	有
アルジェリア	1. トレムセン～マンナバ間マイク ロウウェブプロジェクト	50.7.26	131~ 132	有
エチオピア	1. アジスアベバ空港ターミナル ビル拡張	49.5.1	11~12	
エジプト・アラブ 共和国	1. スエズ運河拡張事業（第1期）	50.7.26	129~ 130	有
ルワンダ	1. 輸送力増強事業	50.3.17	113~ 114	
ザイール	1. パナナ～マタディ間鉄道建設事業	49.11.14	65~66	有
パラグアイ	1. マイクロウェブ網及び衛星通信 地球局建設事業	50.7.24	125~ 126	有

新聞発表

タイ国発電公社に対するバンチャオネン水力
発電事業の所要資金の第1次貸付について

昭和49年4月9日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、タイ国発電公社に対し、同公社が実施にあたるバンチャオネン水力発電事業の所要資金の第1次分として6,035百万円を限度とする貸付を行なうことを決め、本日（昭和49年4月9日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3.25%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

現在、タイ国においては都市人口の急増ならびに工業開発の進展に伴う電力需要の増大に対応すべく長期的な電力供給計画を立て、既にその計画に沿って水力・火力の発電事業を実施しておりますが、本借款に係るバンチャオネン水力発電事業もこの計画の一環として実施されるもので、電力供給能力の確保およびその拡充を図ろうとするものであります。

事業内容としては、バンコック北西約150kmのクワイヤイ川のバンチャオネンに有効貯水量45.5億 m^3 のロック・フィル・タイプダムを建設し、今回の第1期工事としては360MW（120MW3基）の発電能力を持つ発電所を設置しようというもので、最終的には720MWの発電能力を目指しております。

本事業の実施により、タイ国全体の電力供給能力の確保とその拡充が図られる他、周辺地域に対する灌漑能力の拡大、メクロン

河流域の洪水防止等の開発効果が期待されます。

本事業は基金と世銀との協調融資により行なわれることとなつており、今回の貸付資金は世銀が融資を分担するダム本体の土木工事分を除いた発電部分およびコンサルティング部分に係る資機材および役務を調達適格国（DAC加盟国およびDACリストの開発途上国一タイを含む）から調達する際の決済資金に充当されます。

なお、本借款は昭和47年4月12日付の日本・タイ両国政府間の交換公文と昭和48年12月26日付の同公文の修正公文をそして昭和49年2月28日付の海外経済協力基金とタイ国政府との一般協定を受けて行なわれるものであります。

（備考）

調印は、海外経済協力基金を代表して高木一雄一理事が、またタイ国発電公社を代表してトングロチャナ・ポチャナート（Tongrojana Pochanart）副総裁が署名することにより行なわれました。

（注）

バンチャオネン水力発電事業

＝ The Ban Chao Nen Hydroelectric Project (I)

クワイヤイ川＝ Quae Yai River

メクロン川＝ Maeklong River

タイ国発電公社＝ EGAT (Electricity Generating Authority of Thailand)

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

TEL 501-2156

新聞発表

タイ国発電公社に対する南バンコック火力
発電所（5号機）増設事業の所要資金の
貸付について

昭和49年4月9日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、タイ国発電公社に対し、同公社が実施にあたる南バンコック火力発電所（5号機）増設事業に係る所要資金として10,965百万円を限度とする貸付を行なうことを決め本日（昭和49年4月9日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3.25%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

現在、タイ国においては都市人口の急増ならびに工業開発の進展に伴う電力需要の増大に対応すべく長期的な電力供給計画を立て既にその計画に沿って水力・火力の発電事業を実施しておりますが、本借款に係る南バンコック火力発電所（5号機）増設事業もこの計画の一環として実施されるもので電力供給能力の確保およびその拡充を図ろうとするものであります。

事業内容としては、バンコック南方チャオビア川沿いの南バンコック火力発電所に新たに300MWの発電能力を有する発電設備を同発電所の5号機として設置しようとするものであり、今回の増設により同発電所は1～5号機合計1,300MW（年間約8,000百万KWH）の発電能力を有することになります。

本事業の実施により、タイ国全体の電力供給能力の確保とその

拡充が図られ、増大する電力需要に対応することが可能となります。

貸付資金は、本事業の実施に必要な資機材と役務を調達適格国（D A O加盟国およびD A Oリストの発展途上国—タイを含む）から調達する際の決済資金に充当されます。

なお、本借款は、昭和47年4月12日付の日本・タイ両国政府間の交換公文と昭和48年12月26日付の同公文の修正公文を、そして昭和49年2月28日付の海外経済協力基金とタイ両政府との一般協定を受けて行われるものであります。

（備考）

調印は海外経済協力基金を代表して高木廣一理事が、またタイ国発電公社を代表してトングロチャナ・ポチャナート（Tongrojana Pochanart）副総裁が署名することにより行われました。

（注）

南バンコック火力発電所（5号機）増設事業

＝ The South Bangkok Unit 5 Project

チャオピア川＝ Chao Phya River

タイ国発電公社＝ EGAT（Electricity Generating Authority of Thailand）

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

フィリピン共和国政府に対するフィリピン
国鉄通勤輸送強化計画事業等に対する貸付
について

昭和49年4月22日
海外経済協力基金

海外経済協力基金はフィリピン共和国政府に対し

- ①フィリピン国鉄通勤輸送強化計画事業
- ②立体交差建設計画事業
- ③道路機械管理修繕デポ整備事業

の3プロジェクトに係る所要資金として合計4,729百万円を限度とする貸付けを行なうことを決め、本日各貸付合意書に調印しました。

借款条件は、各事業とも金利が年3.25%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

なお、この3件の借款は共に昭和48年12月27日付けの日本・フィリピン両国政府間の交換公文を受けて行われるものであり、各事業内容は次に示す如くであります。

(備考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またフィリピン共和国政府を代表してR. S. ベネディクト

(Benedicto) 駐日大使が署名することにより行われました。

1. フィリピン国鉄通勤輸送強化計画事業

(1) 概要

同国マニラ首都圏周辺の道路輸送は、現在飽和状態となつており、特に通勤路線の拡充が必要とされております。

本事業は、フィリピン国鉄の通勤用車両を増強すると共に自動信号機を新設して、首都圏道路輸送問題解決の一助とするものであります。

本事業実施により、首都圏の輸送能力が増強される他、通勤時間の節約、交通量の削減等が期待されます。

(2) 事業実施主体

フィリピン国鉄

(3) 貸付資金 1,898百万円

本事業実施のため、本邦およびフィリピンを含むD A Oが規定する発展途上諸国から調達される資材、役務の購入にあてられます。

2. 立体交差建設計画事業

(1) 概要

本事業は、マニラ首都圏の道路交通の中で最も重要な環状道路4号線と3本の主要放射線が平面交差している3交差点を立体化して、飽和状態にあるマニラ首都圏道路交通機能の回復を図り、同国経済に大きな比重を占めるマニラ首都圏の健全な発展に裨益せんとするものである。

本事業の実施により、交通渋滞の緩和、交通時間の短縮等が期待されます。

(2) 事業実施主体

公共事業省 道路局

(3) 貸付資金 1,022百万円

本事業実施のため本邦およびフィリピンを含むD A Oが規定する発展途上諸国から調達される資材、役務の購入にあてられます。

3. 道路機械管理修繕デポ整備事業

(1) 概要

近年、同国では、道路網が急速に発達し道路の維持管理の拡充が必要とされております。

本事業は、これに対処するため同国の11のデポ（道路機械の保有ならびに維持修繕所）管轄地域のうち日比友好道路（全長2110km）沿いの4地域に新しくデポを建設し、道路機械の維持修繕用機械を完備しようとするものであります。

本事業の実施により、道路網の効率的な維持管理および整備のほか、維持費用の節減、車両運行コストの節減、更には機械技術の向上が期待されます。

(2) 事業実施主体

公共事業省道路局

(3) 貸付資金 1,809百万円

本事業実施のため本邦およびフィリピンを含むD A Oが規定する発展途上諸国から調達される資材、役務の購入にあてられます。

(注)

フィリピン国鉄通勤輸送強化計画事業

＝ The Philippine National Railways
Commuter Service Project (Phase II)

立体交差建設計画事業

＝ Cubao and Shaw boulevard Grade
Separators and Manila South
Diversion Interchange Project

道路機械管理修繕デポ整備事業

＝ The Regional Depots Project in
Tuguegarao, Legaspi, Tacloban
and Davao

公共事業省道路局

＝ The Bureau of Public Highways (BPH),
the Department of Public Works,
Transportation and Communication

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

エチオピア農工開発銀行に対するアジス・アベバ 空港ターミナルビル拡張事業の所要資金の貸付 について

昭和49年 5月 / 日
海外経済協力基金

海外経済協力基金は、エチオピア農工開発銀行（A I D B）に対し、同行及びその代行機関としての同国政府民間航空局（CAA）が実施にあたるアジス・アベバ空港ターミナル・ビル拡張事業の所要資金として、1,545百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年 5月 / 日）貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年4.0%、償還期間が7年の据置を含む20年であります。

エチオピアの首都アジス・アベバ所在の空港（ハイレ・セラシェ / 世国際空港）は、近年の旅客の増加等により、従来のターミナルビルでは手狭となつてきており、本事業はこれを拡張・改装し、併わせてコントロール・タワーの拡張等を行い、将来の旅客数の増加に対処すること及び同国の観光事業振興に寄与すること等を目的としており、主な事業内容としては旅客ターミナルビルの拡張及び改造、コントロール・タワーの拡張、ボーディングブリッジ等の特殊機器の設置があります。

本事業の実施により、同空港ターミナルビルの大幅な拡充及び各種設備の改善が図られ、将来の旅客数の増加に対処することが

可能となると共に、同国の観光事業振興に寄与することにより、同国の外貨獲得に資することが期持されます。

貸付資金は、本事業実施のために本邦から調達される資機材及び役務並びに現地で調達される資機材及び役務の購入資金に充当されます。

なお、本借款は昭和47年9月1日付の日本・エチオピア帝国両国政府間の交換公文を受けて行われるものであります。

(備考)

調印は海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁がまたエチオピア農工開発銀行を代表して、^M Z. Mengesha (Mengesha) 駐日臨時代理大使が署名することにより行われました。

(注)

アジス・アベバ空港ターミナルビル拡張事業＝

Addis Ababa International Terminal Building
Expansion Project

エチオピア農工開発銀行＝

Agricultural and Industrial Development Bank S.C.

民間航空局＝

Civil Aviation Administration

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

大韓民国政府に対する浦項総合製鉄所
拡充事業の所要資金の貸付について

昭和49年5月22日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は大韓民国政府に対し、浦項総合製鉄所拡充事業の所要資金として12,788,468千円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年5月22日）その事業計画合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3.5%、償還期間が7年の猶予を含む20年であります。

従来、海外経済協力基金がその所要資金の一部につき、資金を貸付けてきた浦項総合製鉄事業第1期計画は昨年7月に完工しましたが、同製鉄所は高炉が1基でいわば片肺操業の状況にあり、同国政府はかかる状況に鑑み、高炉の増設等により粗鋼生産能力を現在の103万トンから260万トン規模に拡張し、同製鉄所を完全一貫体制に仕上げる第2期計画を推進中であります。

本借款は、この第2期計画の所要資金の一部に充当されるものであり、本事業を実施することにより、鉄鋼製品の国内自給度の引上げ及び鉄鋼業の技術の向上が期待される他、同産業の体質改善、関連産業の開発の促進等が事業効果として考えられます。

なお、本借款は、昭和40年6月22日付の我國政府と大韓民国政府との間で締結された「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」及び同

日付で海外経済協力基金と韓国政府との間に締結された貸付合意書を受けて行われるものであります。

(備考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大來佐武郎総裁が、また大韓民国政府を代表して禹容海 (Yong - Hai Woo) 駐日大韓民国使節団団長が署名することにより行われました。

(注)

浦項総合製鉄所拡充事業
= Integrated Steel Project N

事業計画合意書
= Project Agreement

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

インドネシア共和国政府に対する東ジャワ火力
発電所事業（コンサルティング・サービス分）等
6事業に係る所要資金の貸付について

昭和49年5月30日
海外経済協力基金

海外経済協力基金はインドネシア共和国政府に対し、

- ① バス輸送復旧事業
- ② ランボン道路、バカウニ～メラク間フェリー事業（フェリー
ターミナル部分コンサルティング・サービス分）
- ③ ジャカルタ上水道事業（コンサルティング・サービス分）
- ④ 東ジャワ火力発電所事業（コンサルティング・サービス分）
- ⑤ スマトラ僻地ディーゼル発電事業（コンサルティング・サー
ビス分）
- ⑥ 鉄道橋梁取替改良事業（コンサルティング・サービス分）

以上6事業に係る所要資金として総額1,927,252千円を限
度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年5月30日）
各貸付合意書に調印しました。

借款条件は、ジャカルタ上水道事業が金利年27.5%、償還期
間が10年の据置を含む30年である他は、他の5事業は全て金
利が年3.0%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

なお、各事業内容は下記のとおりであります。

（備 考）

調印は海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、ま
たインドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ
（Jusuf Ramli）駐日インドネシア大使が署名することにより
行われました。

1. バス輸送復旧事業

(1) 概要

同国のダムリ・バス事業公団は、その経営状態が著く悪化しつつあり、しかも激増する人口に対応した輸送計画の立て直し、ならびに輸送力の拡充が必要となつております。本借款は同公団のかかる状況を打開すべく、バス、修理工場設備および車両部品等の資機材の輸入、さらにそれに伴う役務の調達するに係る所要資金を貸付しようとするものであり、本借款を実施することにより、同公団の経営の安定化が図られる他、地域住民の交通手段の確保が可能となり、著しく公益の増進がもたらされるものと期待されます。

(2) 事業実施主体

同国運輸通信観光省陸運総局の管轄下でダムリ・バス事業公団が実施に当たる。

(3) 貸付資金 954,800千円

貸付資金は本邦からの上記資機材および役務の調達の際の決済資金に充当されます。

(4) 概略協定

本借款は、昭和47年7月24日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文ならびに昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

バス輸送復旧事業＝ Rehabilitation of Bus Transportation Project

運輸通信観光省陸運総局＝ The Directorate General of Land Transport and Inland Waterways of Ministry of Transport, Communication and Tourism

ダムリ・バス事業公団＝ P.N. DAMRI

2 ランボン道路バカウニ～メラク間フェリー事業（フェリー部分コンサルティング・サービス分）

(1) 概要

現在同国では近年の継続的な食料不足に対処するため、農業開発を経済開発の中心課題とし、その立地条件からランボン州を最重点地区に指定しております。同地区は、人口密度が80人/Km²と少なく低開発の状態であるため、ジャワ島からの移民計画もかねて農業開発が実施されようとしており、その開発に必要な資機材の輸送、入植住民や関係者の生活物資の搬入、生産物の搬出等を容易にするための輸送体系の確立が緊要となつております。本借款に係る今回の事業は、こうした観点から実施されるバカウニ～メラク間26kmのフェリーボートの就航とそのターミナル建設のための事業のコンサルタント業務を行おうとするものであります。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省陸運総局

(3) 貸付資金 128,734千円

貸付資金は上記コンサルティング業務を実施するに必要とされる役務および資材を本邦から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和46年6月30日付けの日本・インドネシ

ア両国政府間の交換公文ならびに昭和47年7月24日および昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

ランボン道路バカウニ～メラク間フェリー事業

＝ Merak-Bakauhuni Sea Ferry Link Project

運輸通信観光省陸運総局＝ The Directorate General of
Land Transport and Inland
Waterways of Ministry of
Transport, communication and
Tourism

3. ジャカルタ上水道事業（コンサルティング・サービス分）

(1) 概要

現在、ジャカルタ市内では上水供給量が極度に不足しており、例えば同市の水道普及率は僅かに28%に過ぎないという状態であります。また既普及地区においても増大する需用に対応しきれず末端需要家での水量、水圧不足が生じているのみならず、水道施設の老朽化も手伝い水道本管内への雑水混入による水質の悪化等、深刻な問題が生じています。

かかる状況を打開すべく、同国では西歴2000年を対象とするマスター・プランを実施しておりますが、今回の借款は、このマスター・プランの第1期（1980年を対象）のうち第1次事業計画に係るコンサルティング・サービスを対象として行うものであります。

(2) 事業実施主体

公共事業省

(3) 貸付資金 231,000千円

貸付資金は上記コンサルティング・サービスに必要な役務と資材を本邦およびD A Oが規定する発展途上国（インドネシアを含む）から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付けの日本・インドネシア

両国政府間の交換公文および昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

ジャカルタ上水道事業 = Jakarta Water Supply Project

公共事業省 = Ministry of Public Works and Power

4 東ジャワ火力発電所事業（コンサルティング・サービス分）

(1) 概要

現在、東ジャワ地方は、最近の急速な工業開発の進展に伴い、著しい電力不足に直面しており、同地方に対する良質の安定した電力供給が緊要となつております。

本事業は、かかる需要に対応すべく、スラバヤ市内のタンジュンペラクにある既存の1、2号発電機（合計5万KVA）に隣接して、3、4号機（合計10万KVA）を設置すると共に、電力供給上重要地点であるワル第2変電所、パンギルマラン変電所と各地点を結ぶ送電線、ワル第2変電所内の中央給電指令所を設置しようとするものであり、今回の借金は本事業実施のためのコンサルタント業務を対象とするものであります。

(2) 事業実施主体

公共事業省の管轄下に電力公社が行う。

(3) 貸付資金 502,363千円

貸付資金は、上記コンサルタント業務実施のため必要とする役務と資機材を我国から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借金は昭和47年7月24日付けの日本・インドネシア

両国政府間の交換公文および昭和47年7月24日および昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

東ジャワ火力発電所事業 = Surabaya/New Perak Steam
Power Plant Project

スラバヤ = Surabaya

タンジュンペラク = Tanjung Perak

5. スマトラ島地ディーゼル発電事業（コンサルティング・サービス分）

(1) 概要

同国における発電設備は、ジャワ島を除いては、各地方都市ごとに小規模ディーゼル発電設備を設置して電力需要をまかなっている状態であるが、中でもスマトラにおける同国国营電力公社（P.L.N）の発電能力は80MWに過ぎず、しかも、その約60%は発電機の耐用年数（通常20年）を超えているため稼働率も悪く、電圧低下、給電時間の短縮が頻発する状況にある等、電力供給事情は極めて悪い状態にあります。そこで本事業は、スマトラ地区において8,000KWのディーゼル発電機の新設ならびに既存ディーゼル発電機の修復（2,000KW）を行い、これらの地区における発電能力の増強と電力供給の安定化を図らんとするものであり今回の借款は、標記事業を調達する際に必要となるコンサルティング・サービスを行おうとするものであります。

(2) 事業実施主体

インドネシア国营電力公社（P.L.N）

(3) 貸付資金 64,456千円

貸付資金は本邦から調達する役務および資機材の対価の支払資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和47年7月24日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文ならびに昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

インドネシア国営電力公社 (P. L. N)
= Perusahaan Umum Listrik Negara

スマトラ僻地ディーゼル発電事業
= Isolated Diesel Power Plant and
Distribution Network Project

6. 鉄道橋梁取替・改良事業(コンサルティング・サービス分)

(1) 概要

現在チレボン～スラバヤ間には、660の橋梁がありその中の205の橋梁は、すでにその下部構造が70年以上の経年をもち、しかもその大部分が石造で、また少数のものは煉瓦造りであるために取替および増強が緊要とされています。本事業は、これら橋梁を取替え、増強することにより鉄道車両の運転本数の増加、スピードアップおよび安全性の向上を実現し、ジャカルタ～スラバヤ、二大都市間の物資の移動の迅速化、大量化を可能とさせ更に周辺諸都市の有機的結合を図ろうとするものであります。今回の借款は、本事業を実施する際に必要となるコンサルティング・サービス分を対象として行われるものであります。

(2) 事業実施主体

運輸省の監督下にインドネシア国鉄(P. N. K. A)が実施する。

(3) 貸付資金 45,899千円

貸付資金は上記コンサルティング業務を行うに必要とされる役務および資材を本邦より調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和47年7月24日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文ならびに昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

鉄道橋梁取替・改良事業＝ Bridge Replacement Project

インドネシア国鉄＝ P.N.K.A. (Persahaan Negara Kereta Api)

新聞発表

ラオス王国に対するナム・グム水力発電第2期
計画の所要資金の貸付について

昭和49年6月26日
海外経済協力基金

海外経済協力基金は、ラオス王国に対し、ラオス電力公社が実施にあたるナム・グム水力発電第2期計画の所要資金として、総額3,180百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年6月26日）その貸付合意書に封印しました。

借款の条件は、金利が年2.0%、償還期間が10年の期間を含む30年であります。

本事業は、ラオス王国がメコン河流域総合開発計画の最重点プロジェクトとしてきたナム・グム水力発電計画の第2期にあたるものであり、第1期計画で完成した水力発電所に、更に40MWの発電機を2基増設し、ラオス国内の電力需要をみたすと共に、送変電設備を増設して、余剰電力を隣接国のタイにも供給しようとするものであります。

本計画の実施により、ナム・グム周辺地域の農村電化・洪水制御ならびに灌漑効果等、農業開発の促進が期待される他、本計画の開発効果が上述した如く、2ヶ国に及ぶところから、国際開発プロジェクトとしての意義も考えられます。

なお本計画は、1971年12月に完了した第1期計画に引き続き実施されるものであり、またその所要資金は米国、西独等8ヶ

国の政府からの借款等と、海外経済協力基金の本借款（本借款は
総工事費の約半をカバーする）により賄われ、これら資金はアジ
ア開発銀行（A. D. B）の管理のもとに事業の進捗に沿い資金供
給がなされることになっております。

また、本借款による貸付資金は本事業実施のために必要な資機
材と役務を調達適格国（我國を含む資金英出国及びアジア開発銀
行特別基金借款対象調達適格国）から購入する際の決済資金に充
当されます。

なお本借款は昭和49年6月26日付けの日本・ラオス両国政
府間の交換公文を受けて行われるものであります。

（備考）

副印は、海外経済協力基金を代表して高木広一理事が、ま
たラオス王国政府を代表してカムヒン（Khamhing）駐日大使
が署名することにより行われました。

（注）

ナム・グム水力発電第2期計画＝ Second Nam Ngum Hydropower
Project

ラオス電力公社＝ Electricité du Laos

アジア開発銀行＝ Asian Development Bank

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

フィリピン共和国政府に対する地下水灌漑事業等3事業に係る所要資金の貸付について

昭和49年8月1日
海外経済協力基金

海外経済協力基金はフィリピン共和国政府に対し、①地下水灌漑事業、②灌漑維持事業、③河川改修浚渫事業の3事業の実施に係る所要資金として総額7,252百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日(昭和49年8月1日)各貸付合意書に調印しました。

借入条件は、3事業共に金利が年3.25%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

なお、これら3事業に係る今回の借入は共に、昭和49年6月27日付けの日本・フィリピン両国政府間の交換公文を受けて行われるものであり、各事業の概要は下記に示す通りであります。

(備考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またフィリピン共和国政府を代表してR. S. ベネディクト(Benedicto)駐日大使が署名することにより行われました。

1. 地下水灌漑事業

(1) 概要

深層地下水を水源とする灌漑事業により、中部ルソン平野に散在する総面積12,000 haの天水田に、240の深井戸を掘削し、さらに関連灌漑施設を建設して、乾季の作付を可能ならしめると共に、雨季においても水管理と営農指導を徹底させることにより、単位面積当り増収を図ろうとするものであります。

本事業の実施により、二期作の実現、生産性の向上が図られる他、雇用機会の増大にも資することが期待されます。

(2) 事業実施主体

国家灌漑庁 (N I A)

(3) 貸付資金 2,923百万円

貸付資金は、本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦より調達する際の決済資金に充当されます。

(注)

地下水灌漑事業 = Groundwater Irrigation Project

国家灌漑庁 = National Irrigation Administration

2 灌漑維持事業

(1) 概要

同国の主要穀倉地帯は1971～72年の大洪水により大きな被害を受けましたが、本事業は、同国全土に散在する106の灌漑システムのうち、26ヶ所の灌漑システム（他の80ヶ所は米国国際開発庁が援助対象にしている）を対象として、その被害の復旧工事、排水路の浚渫、幹支線水路沿いの道路建設を行い、世界有数の多雨地帯である同国の灌漑システムの機動的な維持管理を実施し、併せて食糧増産に寄与しようとするものであります。

(2) 事業実施主体

国家灌漑庁

(3) 貸付資金 1,142百万円

貸付資金は本事業実施に必要な資材と役務を本邦より調達する際の決済資金に充当されます。

(注)

灌漑維持事業＝ Improvement of the Operation and Maintenance of National Irrigation Systems Project

3. 河川改修浚渫事業

(1) 概要

本事業は同国の主要穀倉地帯を流れる3河川（パンパンガ河、ビコール河、コタバト河）の既存の河道、新放水路の浚渫および蛇行部を解消するショートカット工事のための浚渫を行い、排水能力の増強、洪水の湛水期間の短縮さらに湛水区域の減少を図ろうとするものであります。さらにビコール河については、浚渫工事に附帯して必要となる道路橋および鉄道橋の建設を実施することになっております。

本事業を実施することにより、上記3河川流域の洪水被害の軽減、流域住民の福祉、民生の安定が期待される他、同国の食糧増産政策に寄与するものと期待されます。

(2) 事業実施主体

公共事業局

(3) 貸付資金 3,187百万円

貸付資金は、本事業の一環をなす浚渫工事実施に必要なとされる資材と役務を本邦より調達する際の決済資金に充当されます。

(注)

河川改修浚渫事業 = Flood Control Dredging Project
in the Pampanga, Bicol and Cotabato
River Basins

公共事業局 = Bureau of Public Works

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

インドネシア共和国政府に対する東部ジャワ送配電網事業（第2期コンサルティング・サービス分）等6事業に係る所要資金の貸付について

昭和49年8月12日
海外経済協力基金

海外経済協力基金はインドネシア共和国政府に対し、

- ① 東部ジャワ送配電網事業（第2期コンサルティング・サービス分）
- ② ルブクリンゴー，テルクベトン間（南スマトラ）道路事業（コンサルティング・サービス分）
- ③ 設標船，補給船建造事業
- ④ マグロ漁業事業
- ⑤ ラワン紡績工場拡張事業
- ⑥ 東カリマンタン石油港湾修復事業

以上6事業に係る所要資金として総額10,619,954,350円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年8月12日）各貸付合意書に調印しました。

借款条件は、ルブクリンゴー，テルクベトン間（南スマトラ）道路事業（コンサルティング・サービス分）が金利年27.5%償還期間30年（10年の据置を含む）であり、設標船・補給船

建造事業が金利年3.5%，償還期間20年（7年の据置を含む）
である他は4事業共に金利は年3%，償還期間は7年の据置を含
む25年であります。

（備 考）

調印は海外経済協力基金を代表して高良民夫理事が，ま
たインドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ
（Jusuf Ramli）駐日大使が署名することにより行われまし
た。

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

1. 東部ジャワ送配電網事業（第2期コンサルティング・サービス分）

(1) 概要

同国の発送配電設備は一部を除き老朽化が著しい状態にあります。本事業は産業開発に伴い電力に対する潜在需要が急速に伸びている東部ジャワにおいて、先の海外経済協力基金の円借款による東部ジャワ送配電網事業（第1期）に引続き、送配電網を整備拡充せんとするものであります。

本事業を実施することにより、現在実施中の諸発電設備計画によつて生ずることとなる電力を有効に、同地方の需要者に供給することが可能となります。

今回の借款は、本事業のうち、コンサルティング・サービス部分を対象とするものであります。

(2) 事業実施主体

同国国営電力公社（PLN）

(3) 貸付資金 288,101,150円

貸付資金は本事業のコンサルティング・サービス実施に必要とされる役務と資材を本邦から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和47年7月24日付けの日本・インドネシア

両国政府間の交換公文ならびに同日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

東部ジャワ送配電網事業(第2期コンサルティング・サービス分) — Consulting Services for East Java Electric Power Transmission and Distribution Network Project (Second Stage)

国営電力公社(P. L. N)

— Perusahaan Umum Listrik Negara

2 ルブクリンゴー、テルクベトン間（南スマトラ）道路事業
（コンサルティング・サービス分）

(1) 概要

本事業は、スマトラ島を縦貫するアジア・ハイウェイの分岐路線であるスマトラ・ハイウェイの一部区間（ルブクリンゴー、テルクベトン間590km）の修復を主とした道路改良事業であり、この区間の周辺丘陵地帯が同国における農業開発の最重点地域とされているところから、本事業を実施し、既に海外経済協力基金の円借款によりコンサルティング・サービスを実施中のランボン、メラク道路に本路線を連結することによつて、同地方の農業開発、地域開発を促進せんとするものであります。

今回の借款は、本事業のうち、コンサルティング・サービス部分を対象とするものであります。

(2) 事業実施主体

公共事業電力省道路総局

(3) 貸付資金 3 / 8百万円

貸付資金は、本事業のコンサルティング・サービス実施に必要とされる役務と資材を本邦およびD A Oリスト上の発展途上国から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付けの日本・インドネシア
両国政府間の交換公文ならびに同日付けの海外経済協力基金
とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであ
ります。

(注)

ルブクリンゴー，テルクベトン間（南スマトラ）道路事業

（コンサルティング・サービス分）

— Consulting Services for Lubuklinggau--
Telukbetung Highway Project

公共事業電力省道路総局

— Directorate General of Highways, Ministry
of Public Works and Power

3 設標船、補給船建造事業

(1) 概要

同国では現在、航行補助施設、港湾施設等の未整備により船舶の同国海域における航行や港湾への出入りが著しく阻害されている状況にあり、同国政府は経済開発5ヶ年計画の中で、海上交通の安全確保を掲げています。本事業はその一環として繰り上げられたもので、航路標識の敷設、定期的な点検・補修等のための設標船および航路標識の補給、灯台職員並びにその家族の移動、生活物資の供給を目的とする補給船を各2隻建造しようとするものであります。

なお、今回の借款は、昨年末以来の石油危機に伴う船価の高騰により、海外経済協力基金が昨年12月14日付で同国政府との間に締結した本事業に係る貸付合意書の承諾金額内では、所期の船数を確保することが困難となつたため、借款額を追加しようとするものであります。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省海運総局

(3) 貸付資金 922201.9千円

貸付資金は本事業実施に必要な資機材を本邦から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和46年6月30日付けおよび昭和48年7月27日付けの日本・インドネシア两国政府間の交換公文ならびに昭和46年6月30日および昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

設標船、補給船建造事業

— Marine Aids to Navigation Project
(2 Buoy Tenders and 2 Supply Vessels)

運輸通信観光省海運総局

— Directorate General of Sea Communication,
Ministry of Transport, Communication
and Tourism

4. マグロ漁業事業

(1) 概要

本事業は漁業資源に恵まれた同国の漁業近代化計画の一環として、はえなわ漁法によるマグロ漁業の振興を図るものでスマトラ島北端のサベンおよびバリ島のプノア両港に各一基の冷蔵庫施設を有するマグロ漁業基地を建設し、且つ、はえなわ漁船18隻を新造・配備することによつて、マグロはえなわ操業ならびに冷凍マグロの輸出を行わんとするものであり、同国における漁業資源の開発による外貨獲得および雇用機会の増大を図るものであります。

(2) 事業実施主体

同国農業省水産総局

(3) 貸付資金 596,865.3千円

貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和47年7月24日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文ならびに同日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

マダロ漁業事業—Tuna Fishery Development Project
(Sabang and Bena)

農林省水産総局—Directorate General of Fishery,
Ministry of Agriculture

5. ラワン紡績工場拡張事業

(1) 概要

現在同国の第1次5カ年計画はその最終年を迎え繊維産業については一応満足すべき成果をあげていますが、国内の紡績自給能力は55%に留まっているため、同国政府は続く第2次5ヶ年計画においても繊維産業の拡充を図り、同計画の終了時には自給率を90%に高めようとしております。本事業は、この計画の主旨に沿って実施されるもので、東部ジャワスラバヤ南方55kmのマラン地区にあるラワン紡績工場を拡張し、同地域の繊維需給関係の改善を図るとともに、同国の繊維自給能力を高めようとするものであります。

繊維工業は労働集約的性格を有し、輸入代替効果も大きくさらに良質安価な衣料の供給を通じた民生の安定が図られることから本事業の意義は大きいものといえます。

(2) 事業実施主体

同国工業省の監督下に国営繊維公社が実施します。

(3) 貸付資金 1,347,640千円

貸付資金は本事業の実施に必要な資材と役務を本邦から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和47年7月24日付けおよび昭和48年7月

27日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文なら
びに昭和47年7月24日付けおよび昭和48年7月27日
付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を
受けて行われるものであります。

(注)

ラワン紡績工場拡張事業＝ Expansion of Lawang Spinning
Mill Project

田管繊維公社＝ P.N. Sandang

6 東カリマンタン石油港湾修復事業

(1) 概要

本事業は、バリクパベン石油精製基地附属の石油港湾設備および原油積出港であるサンガッタ港等3港の設備の修復およびその改善を実施して、大型タンカー受け入れ体制の整備を図り、港湾設備の安全度の向上と、その効率的運用を図ろうとするものであります。

本事業を実施することにより、タンカーの滞船時間の減少に伴う製品コストの低減、石油製品等輸出の円滑化が図られるものと期待されます。

(2) 事業実施主体

同国国営石油公社

(3) 貸付資金 7,147,146,000円

貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務をD A O加盟国およびD A Oリスト上の発展途上国から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和49年3月16日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文ならびに昭和49年3月18日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

東カリマンタン石油港湾修復事業

— The Project on the Rehabilitation and Improvement
of East Kalimantan Oil Harbour Facilities

国営石油公社— Perusahaan Pertambangan Minyak
Dan Gas Bumi Negara
(PERTAMINA)

新開発表

タイ国発電公社に対するバン・チャオ・ネン水力
発電事業に係る所要資金の第2次貸付について

昭和49年9月20日
海外経済協力基金

海外経済協力基金は、タイ国発電公社に対し、同公社が実施にあたるバン・チャオ・ネン水力発電事業に係る所要資金の第2次分として、6965百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年9月20日）、その貸付合意書に調印しました。

借金の条件は、金利が年27.5%、償還期間が7年の括弧を含む25年であります。

現在、タイ国においては都市人口の急増、ならびに工業開発の進展に伴う電力需要の増大に対応すべく、長期的な電力供給計画を立て、既にその計画に沿って水力・火力の発電事業を実施しておりますが、本借金に係るバン・チャオ・ネン水力発電事業も、この計画の一環として実施されるもので、今回の貸付は本年4月1日の第1次貸付に引続き実施されるものであります。

本事業は、バンコック北西約150kmのクワイ・ヤイ川のバン・チャオ・ネンに現在建設中の有効貯水量45.5億 m^3 のロック・ファイル・タイプダムに第1期工事として360MW(120MW \times 3基)の発電能力を持つ発電所を設置しようというもので、最終的には720MWの発電能力を目指しております。

本事業の実施により、タイ国全体の電力供給能力の確保とその拡充が図られる他、周辺地域に対する灌漑能力の拡大、メクロン河流域の洪水防止等の開発効果が期待されます。

本事業は基金と世界銀行との協調融資により行われることとなつており、今回の貸付資金は世銀が融資を分担するダム本体の土木工事分を除いた発電電部分、及びコンサルティング部分に係る資機材と役務を調達適格国（D A O加盟国及びD A Oリスト上の発展途上国一タイを含む）から調達する際の決済資金に充当されます。

なお本借金は昭和49年8月14日付の日本・タイ両国政府間の交換公文ならびに本日付の海外経済協力基金とタイ国政府との一般協定を受けて行われるものであります。

（備考）

蓋印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またタイ国発電公社を代表して、トングロチャナ・ポチャナート（Tongrojana Pochanart）副総裁が署名することにより行われました。

（注）

バン・チャオ・ネン水力発電事業(II)

＝The Ban Chao Nen Hydroelectric Project (II)

タイ国発電公社＝EGAT (Electricity Generating Authority of Thailand)

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

インドネシア共和国政府に対するカリストラバヤ
灌漑事業等3事業の所要資金の貸付について

昭和49年9月20日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対し

- ①カリストラバヤ灌漑事業
- ②ジャカルタ移動電話交換局設置事業
- ③バリトー河々口浚渫事業

以上3事業に係る所要資金として総額3,357,992千円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年9月20日）各貸付合意書に調印しました。

借款条件は、カリストラバヤ灌漑事業が金利年3.0%、償還期間7年の据置を含む25年である他は、他の2事業共に、金利が年2.75%で、償還期間が10年の据置を含む30年であります。なお、これら3事業の主な内容は以下に記す通りであります。

(備考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、
またインドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ
(Jusuf Ramli) 駐日大使が署名することにより行われまし
た。

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

1. カリストラバヤ灌漑事業

(1) 概要

ジャワ島第2の大河であるプランタス河の河口は、巨大なデルタを形成しており、このプランタスデルタは、同国有数の穀倉地帯であるとともに、同国第2の都市ストラバヤ市（1600千人）を擁する東ジャワ地方の中心地域でもあります。

しかし、同デルタ地方における灌漑・利水施設の不足とその老朽化が著しく、また海岸堤防・海岸工作物の破損状況とその老朽化も目立っているところから、ストラバヤ市住民と流域住民の安全と福祉を確保すべくさらに灌漑に対する農民の切実な要望に応えるため、同地域全体の治水・利水に関する総合的施策が緊要となつております。

本事業は、この総合的施策に係る第1期計画として、プランタス河の同地域における支流であるカリストラバヤ河の河道浚渫、河川工作物の改善、及び同地域の海岸堤防の修復等を行い、併せて他の支流の改修をも実施しようとするものであります。

(2) 事業実施主体

公共事業省水資源総局の管轄下にプランタス総合開発局が事業実施にあたる。

(3) 貸付資金 1,399,227千円限度

貸付資金は、本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和46年6月30日付の日本・インドネシア两国政府間の交換公文及び昭和47年7月24日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

カリスラバヤ灌漑事業＝	Kali Surabaya River Improvement Project
公共事業省水資源総局＝	Ministry of Public Works and Electric Power, Directorate General of Water Resources Develop
ブランタス総合開発局＝	Brantas Multi-purposed Project

2 ジャカルタ移動電話交換局設置事業

(1) 概要

インドネシアにおける通信施設の整備は、第1次5ヶ年計画において積極的に実施され、特に地上幹線マイクロウェーブ網整備の面では一応の成果をあげたが電話については、受話器の絶対数が少なく、しかもその普及率が低いこと自動化率が低いこと等の問題があり、現在、同国政府は第2次5ヶ年計画期間中に、都市電話網の整備・拡充を図ろうとしております。

本事業は、かかる状況に鑑み、ジャカルタ市における電話需給のアンバランスを緩和すべく、ジャテイネガラⅡ・タンデム局管轄内に電話交換局を5局新設し併せてケーブル等附属設備の拡充を図ろうというものであり、本事業を実施することにより、将来本格的に同市の電話整備計画が実施される以前に、緊急に必要とされる電話網を供給することが可能となります。

(2) 事業実施主体

同国電信電話公社 (PERUMTEL)

(3) 貸付資金 1,100,000千円限度

貸付資金は本事業実施に必要とされる資材と役務を本邦及びD A Oリスト上の発展途上国から調達する際の決済資金に

1. 充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付の日本・インドネシア両
国政府間の交換公文及び昭和48年7月27日付の海外経済
協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われる
ものであります。

(注)

ジャカルタ移動電話交換局設置事業＝

Installation Plan of Mobile Exchange in
Jakarta Area

インドネシア電信電話公社＝

Perusahaan Umum Telekomunikasi (PERUMTEL)

3. パリトー河々口浚渫事業

(1) 概要

中・南カリマンタン両州の中心であるバンジャルマシ市は、最近の経済発展がめざましく、特に木材の取扱いと輸出は飛躍的な伸びを示しています。しかし、外部との交流の大部分を占めるバンジャルマシ港は、河口外に浅瀬があるため大型船舶の入港ができず、荷扱容量も小さいため、大型企業・工場の進出ができない状態にあります。一方同地方の農業開発も干拓を中心に実施されており、移民計画もこれと平行して進められています。したがって、同地区の経済開発にとってパリトー河々口の浅瀬の疎通は、最も優先度の高いプロジェクトの一つとなっております。

本事業の実施により、このパリトー河々口の浚渫が行われ、大型船舶の入港が可能となることから、輸出品及び生活物資の大量かつ迅速な輸送が実現され、同地域住民の生活水準の向上と福祉の充実が図られるものと期待されます。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省、海運総局の管轄下にバンジャルマシ港湾局が実施にあたる。

(3) 貸付資金 858,765千円限度

貸付資金は、本事業を実施するため必要とされる役務

及び資機材を本邦及びL D O 諸国から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付の日本・インドネシア两国政府間の交換公文及び昭和48年7月27日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

バリト一河々口浚渫事業一 Dredging at the Mouth of Barito River Project

運輸通信観光省・海運総局一 Directorate General of Sea Communication,
Ministry of Transport,
Communication and Tourism

新聞発表

インドネシア共和国政府に対するパタック液化
天然ガス(LNG)開発事業等2事業に係る
所要資金の貸付について

昭和49年9月20日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対し、

① パタック液化天然ガス(LNG)開発事業

② アルン液化天然ガス(LNG)開発事業

の以上2事業に係る所要資金として、総額560億円を限度とする貸付を行うことを決め、本日(昭和49年9月20日)各貸付合意書に調印しました。

借款条件は2事業共に金利が年3.0%、償還期間が7年の据置を含む25年であり、貸付資金は各事業の実施に必要なとされる資材と役務を調達適格国(DAO加盟国及びDAOリスト上の発展途上国——インドネシアを含む)から購入する際の決済資金に充当されます。

なお、各事業に対する貸付金額は次のとおりです

① パタック液化天然ガス開発事業：24,200百万円

② アルン液化天然ガス開発事業：31,800百万円

これら2事業は共に、同国国営石油公社（プルタミナ）が実施にあたりますが、これら2事業を実施することにより、同国の豊富な天然ガス資源の有効利用と、天然ガス開発技術の向上が図られる他同国の外貨獲得にも資することが期待されます。

なお、本借款は、昭和49年3月16日付の日本・インドネシア両国政府間の交換公文および昭和49年3月29日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との間の一般協定を受けて行われるものであります。

（備考）

- 副印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またインドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ（Jusuf Ramli）駐日大使が署名することにより行われました。

（注）

パタック液化天然ガス開発事業 = The Items of the Liquefied Natural Gas Development Project in Badak, East Kalimantan
ア룬液化天然ガス開発事業 =
The Items of the Liquefied Natural Gas Development Project in Arun, Northern Sumatra

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

タイ国に対する南部タイ（ブンピン～
パタルン間）ハイウェイ建設事業等
2事業に係る所要資金の貸付について

昭和49年10月30日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、タイ国に対し、

- ① 南部タイ（ブンピン～パタルン間）ハイウェイ建設事業
- ② サートン橋建設事業（コンサルティング・サービス分）

の2事業に係る所要資金として総額4.033百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年10月30日）各貸付合意書に調印しました。

借款の条件は両件共、金利が年27.5%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

なお、これ等2事業の主な内容は以下に記す通りであります。

（備考）

調印は、海外経済協力基金を代表して高良民夫理事が、またタイ国を代表してソンボン・スチャリツクン（Sompong Sucharitkul）駐日大使が署名することにより行われました。

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

1. 南部タイ（ブンピン～パタルン間）ハイウェイ建設事業

(1) 概 要

現在、南部タイにおける縦貫道路は、西海岸を通る国道4号線のみであるため、タイ政府は、1965年以来ランスワン（バンコック南560km）からパタルンに至るハイウェイ約330kmを計画してきましたが、本事業は、そのうちブンピンからパタルンに至る202.6kmの建設をするものであります。

本事業を実施することにより期待される効果としては、バンコック～ハジヤイ間の交通距離の短縮、南部タイ主要都市の連結による域内交通の促進及び米、ゴム、果物等の農作物、森林資源等の開発促進などがあります。

(2) 事業実施主体

同国運輸省道路局

(3) 貸付資金 5,685百万円限度

貸付資金は、本事業のうち土木工事及びコンサルティングサービス実施のために必要とされる資材と役務を調達資格国（D A O加盟国およびD A Oリスト上の発展途上国——タイを含む）から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和49年8月14日付の日本・タイ両国政府

間の交換公文及び昭和49年9月20日付の海外経済協力基金とタイ国との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

南部タイ(フンビン〜パタルン間)ハイウェイ建設事業

— The Phun Phin-Phatthalung Highway Project

運輸省道路局 ⇔ Department of Highways, Ministry of Communications

間の交換公文及び昭和49年9月20日付の海外経済協力基金とタイ国との一般協定を受けて行われるものであります。

2 サートン橋建設事業（コンサルティング・サービス分）

(1) 概 要

バンコック、トンブリ間を流れるチャオピア河の渡河交通量は、両地区の人口増加、モータリゼーションの促進等により最近著しく増加しており、特にバンコックの中心地区に架設されているメモリアル橋に交通が集中し同橋付近での交通渋滞は顕著なものとなつております。

本事業は、こうした状況を打開すべくサートン地点に橋梁を建設して、同地点での交通の不便を除去し併せて周辺地域の経済活動の促進に寄与しようとするものであり、本借款は本事業実施に必要なコンサルティング・サービス分を対象とするものであります。

(2) 事業実施主体

同国内務省公共土木局

(3) 貸付資金 348百万円限度

貸付資金は、本事業に係るコンサルティング・サービス実施に必要な役務を調達適格国（D A O加盟国及びD A Oリスト上の発展途上国——タイを含む）から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和49年8月14日付の日本・タイ両国政府

間の交換公文および昭和49年9月20日付の海外経済協力
基金とタイ国との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

サートン橋建設事業(コンサルティング・サービス分)

— The Sathorn Bridge Construction Project
(Engineering Survey and Design)

内務省公共土木局 — Department of Public Works,
Ministry of Interior

間、経済協力基金の附帯事業として昭和49年7月20日付の交換公文
及びタイ国との一般協定を受けて行われるものであります。

新聞発表

ザイール共和国に対するバナナ～マタデイ間
鉄道建設事業に係る所要資金の貸付について

昭和49年11月14日

海外経済協力基金

海外経済協力基金はザイール共和国に対し、同国運輸通信省所轄のバナナ～キンシャサ施設機構が実施にあたるバナナ～マタデイ間鉄道建設事業に係る所要資金として34,496百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年11月14日）その貸付合意書に調印しました。

借款条件は、金利が年4%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

同国第1の外贸港であるザイール河のマタデイ港は、最近の輸出入貨物の増加に伴い、その貨物取扱能力が限界に近づいているところから、同国政府は大西洋岸のバナナ地区に新港を建設して、輸出入貨物の取扱能力の向上を図ろうとしております。本事業は、この新港を有効に機能させるために必要とされるもので、マタデイ港とバナナ地区の間に146kmの鉄道を建設するものであります。

また本事業は、同国シヤバ州産出の鉱産物を自国内ルートで海外に搬出するという国民路線構想の実現に資するという意義もあります。

本事業を実施することにより、マタデイ港の貨物取扱能力の限界状態の打開、同港における待船時間の節減、バナナ～マタデイ間の交通時間の短縮等が図られるものと期待されます。

なお、本借款は昭和48年11月22日付の日本・ザイール両国

政府間の交換公文を受けて行われるものであります。

(備考)

調印は海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またザイール共和国を代表してバルティ(BARUTI)大蔵大臣およびサンブワ(SAMBWA)中央銀行総裁が署名することにより行われました。

(注)

バナナ～マタデイ間鉄道建設事業—Banana-Matadi Railway
Construction Project

バナナ～キンシャサ施設機構—L'Organisation pour l'Equipement
de Banana-Kinshasa

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

フィリピン共和国に対するカガヤン・バレイ電化 計画に係る所要資金の貸付について

昭和49年11月28日
海外経済協力基金

海外経済協力基金はフィリピン共和国に対し、同国々家電力公社（N P C）が実施にあたるカガヤン・バレイ電化計画の所要資金として5,191百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年11月28日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3.5%、償還期間が7年の満期を含む20年であります。

ルソン島北部に所在するカガヤン・バレイは、廣大肥沃な平地に恵まれ農業の将来性にも富んでいるものの、同地域の所得水準は同島において最も低く、電力普及の面でも他地域に比し、著しく遅れている状況にあります。

本計画は、かかる現状を打開すべく実施されるもので、カガヤン・バレイに隣接するベンゲット州のアンブクラオ発電所に230KVの引出口を設置し、同発電所より送電線（230KV）をツゲガラオまで建設、さらに送電線（69KV）をサンチャゴ、ツゲガラオ両変電所より主要な需要地点であるイラガン、カマラニューガンまで夫々延長、途中6ヶ所に総容量165MVAの変電所を建設しようとするものであります。

本計画を実施することにより、灌漑に必要な動力用電力の同地域に対する安定的供給が可能となり、農業生産の飛躍的な増加がもたらされるものと期待され、さらに沿線地域の農村電化が図ら

れることから、地域住民の生活水準の向上、民生の安定にも資するものと考えられます。

なお本借款は、昭和46年11月26日付の日本・フィリピン両国政府間の交換公文ならびに昭和47年7月14日付の海外経済協力基金とフィリピン共和国との一般協定を受けて行われるものであります。

(備考)

調印は海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またフィリピン共和国を代表してロベルト・S・ベネディクト (Roberto S. Benedicto) 駐日大使が署名することにより行われました。

(注)

カガヤン・バレイ電化計画 = Cagayan Valley Electrification Project

国家電力公社 = National Power Corporation

ベンゲット = Benguet

アンプクラオ = Ambuklao

ツゲガラオ = Tuguegarao

サンチャゴ = Santiago

イラガン = Ilagan

カマラニューガン = Camalaniugan

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

タイ国地方配電公社に対する地方配電網
増強事業に係る所要資金の貸付について

昭和49年12月20日

海外経済協力基金

海外経済協力基金はタイ国地方配電公社（P E A）に対し、同公社が実施にあたる地方配電網増強事業に係る所要資金として4,002百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年12月20日）その貸付合意書に調印しました。

借金の条件は金利が年27.5%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

同国は、現在第3次国家経済社会開発計画を実施しておりますが、同公社はこの開発計画に基づき配電設備の増強や遠隔村落電化促進等の総合的電力供給計画を策定推進しておりますが、本事業はかかる計画の一環として、同国の地方諸地域に散在する既存の29の配電系統の設備を重点的に増強するものであります。

事業内容としては11KV系配電網の22KV系への昇圧、

22KV遮断器の設置、高圧・低圧の配電線の建設から柱上変圧器、末端需要家に対する引込線の敷設までを行うものであります。

本事業の実施により、地方主要都市を中心として急増が予想される新規電力需要への対応が可能となるほか、首都圏に比べ極めて低い普及率にある地方の電化率が高められ、地域住民の民生の向上及び同地方諸地域の農業・工業の生産拡大がもたらされるものと期待されます。

なお、貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務を調達適格国（D A O加盟国及びD A Oリスト上の発展途上国一タイを含む）から購入する際の決済資金に充当されます。

なお、本借款は昭和49年8月14日付の日本・タイ両国政府間の交換公文及び同年9月20日付の海外経済協力基金とタイ国との間の一紙協定を受けて行うものであります。

（備考）

調印は海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またタイ国地方配電公社を代表してウィラ・ピイトラチャート（Dr. Vira Pitrachat）総裁が署名することにより行われました。

（注）

地方配電網増強事業＝ The Power Distribution Systems Reinforcement Project

地方配電公社＝ Provincial Electricity Authority (P.E.A.)

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課 電話 501-2156

新聞発表

大韓民国政府に対する農業総合開発事業
及び大漕多目的ダム建設事業の2事業に
係る所要資金の貸付について

昭和49年12月26日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は大韓民国政府に対し

- ① 農業総合開発事業
- ② 大漕多目的ダム建設事業

の2事業に係る所要資金として総額3,320百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年12月24日）各貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、農業総合開発事業については、金利が年3.25%、償還期間が7年の据置を含む25年であり、大漕多目的ダム建設事業については、金利が年3.5%、償還期間が7年の据置を含む20年であります。

なお、両借款共に昭和49年10月25日付の日本・大韓民国両国政府間の交換公文を受けて行われるものであり、両借款の対象となる2事業の内容は次に記す通りであります。

（備考）

調印は海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、また大韓民国政府を代表して金永善（Young Sun Kim）駐日大使が署名することにより行われました。

1. 農業総合開発事業

(1) 概 要

同国の第3次5ヶ年計画において、農業及び地域開発に重点が置かれており、

本事業はこの5ヶ年計画の重要対象事業である農業部門事業（セマウル事業＝新農村建設事業）の一環として実施されるもので、挿橋川、界火島、昌寧の3地区で農業総合開発（基盤整備、機械化、電化）を行い、同3地区の農業並びに農村の近代化を図ろうとするものであります。

事業内容としては、各地区で防水堤 用水路 排水路の建設、耕地整理等の基盤整備、トラクター・田植機・コンバイン等の導入による農業機械化及び地域内農家の電化・送電本線人送変配電設備の建設による各地区の電化が主たるものと用排水設備との間の

(2) 事業実施主体

農業振興公社並びに韓国電力株式会社

(3) 貸付資金 19,440百万円

貸付資金は本事業実施のために必要とされる一部の資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当される他、一部は現地で調達される資材と役務の対価にも充てられます。

(注)

農業綜合開發事業 = Rural Development Project

農業振興公社 = Agricultural Development Corporation

韓國電力株式会社 = Korea Electric Co., Ltd.

2 大滞多目的ダム建設事業

(1) 概 要

同国の第3次5ヶ年計画（1972～76年）は農業及び地域開発に重点を置いて、その一環として現在漢江、洛東江、錦江、榮山江の四大江流域総合開発計画が実施されております。この四大江は流域面積にして全国土の64%、全耕地面積の54%を占め、また水資源、洪水被害については、それぞれ62%、77%を占めているところから、同国は、この四大江に10個のダムを建設し、農業用灌漑、上・工用水、発電、洪水防御等の多目的開発を進めることにより、同国経済の飛躍的増強を図らうとしております。

本事業はこの計画に沿って実施されるもので、上記四大江のうちの錦江上流150km地点に標記ダムを建設しようとするものであります。

(2) 事業実施主体

建設部

(3) 貸付資金 1,880百万円

貸付資金は本事業実施のために必要とされる一部の資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当される他、一部は現地で調達される資材と役務の対価にも充てられます。

(注)

大湍多目的ダム建設事業 = Daechong Multipurpose Dam Project

建設部 = Ministry of Construction

新聞発表

ジョルダン・ハシミット王国政府に対する市内 電話施設拡充事業に係る所要資金の貸付について

昭和49年12月27日
海外経済協力基金

海外経済協力基金はジョルダン・ハシミット王国政府に対し同
国通信公社が実施にあたる市内電話施設拡充事業に係る所要資金
として3,000百万円を限度とする貸付を行うことを決め、本日
(昭和49年12月27日)その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3.75%、償還期間が7年の据置を含
む25年であります。

本借款は対アラブ諸国経済協力の一環として本年当初小坂特使
が約束してきたものの具体化分であり、当基金としてもジョルダ
ンに対する初の円借款供与となるものであります。

同国は農業国でありながら食糧自給率は低く、国民所得も現在
1人当たり260ドル程度であり、その上貿易収支及び財政収支は
恒常的に赤字で産業開発は極めて立ち遅れており、同国にとって
経済社会基盤の整備は緊急の課題となつております。

こうした現状に鑑み、ジョルダン政府は中東戦争の被害の復旧
と経済社会環境の整備・拡充を目的として、経済開発3ヶ年計画
を促進しつつあります。

本事業は、この3ヶ年計画の重点項目の一つである通信部門整
備のために策定されたいくつかのプロジェクトのうち、市内電話
網の拡充・近代化を目的として実施されるもので、首都アンマン
市内の2地区、それにイルピット市、カラク市の合計4地区にク
ロスパー交換機を導入し、併せて市内ケーブル網の敷設を行おう

とするものであります。

本借款の実施により、上記4地区を中心に市内電話網の自動化・標準化が図られるほか、1976年から始まる開発5ヶ年計画に盛込まれる予定の各種事業（特にヨルダン河東岸及びゴール地区の灌漑化、磷・鉄石・銅・カリ塩等の資源開発等）の周辺整備の意味をもつものであります。

なお貸付資金は、本事業の実施に必要な資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当される他、一部は現地で調達される役務と資材の対価にも充てられます。

また本借款は、昭和49年12月18日付の日本・ヨルダン両国政府間の交換公文を受けて行われるものであります。

（備考）

調印は海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、またヨルダン・ハシミット王国政府を代表してアメール・シャムート (Amer Shammout) 駐日大使が署名することにより行われました。

（注）

市内電話施設拡充事業 = The Project for the Expansion of Local Telephone Services in the Four Exchange Areas

通信公社 = The Telecommunications Corporation

クロスバー交換機 = Common Control Cross-Bar Type Exchange

アンマン = Amman

イルピット = Irbid

カラク = Karak

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

インドネシア共和国政府に対する
内航船更新プロジェクト等8事業
に係る所要資金の貸付について

昭和49年12月27日

海外経済協力基金

海外経済協力基金はインドネシア共和国政府に対し

- ① 内航船更新プロジェクト
- ② ディーゼル・カープロジェクト
- ③ 電車プロジェクト
- ④ カランカテス第2期計画プロジェクト
- ⑤ 放送プロジェクト（中波ラジオ網設置及びテレビ網改善）
- ⑥ スラウエシ僻地ディーゼル発電プロジェクト
（コンサルティング・サービス分）
- ⑦ バス給送改善プロジェクト
- ⑧ ウエイウンブ・ウエイプシグプアン灌漑プロジェクト
（コンサルティング・サービス分）

の以上8事業に係る所要資金として総額5,657,039,680円
を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和49年12月
27日）各貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、カランカテス第2期計画プロジェクト、スラウ

エシ併地ディーゼル発電プロジェクト及びウエイウンプ・ウエイブング
プアン灌溉プロジェクトについては、金利が年27.5%、償還期
間が10年の据置を含む30年であり、ディーゼルカープロジェ
クト、放送プロジェクト及びバス給送改善プロジェクトについて
は、金利が年3.0%、償還期間が7年の据置を含む25年となつ
ており、さらに内航船更新プロジェクトと電車プロジェクトにつ
いては、金利が年3.5%、償還期間が7年の据置を含む20年で
あります。

(備考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、ま
たインドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ (Jusuf
Ramli) 駐日大使が署名することにより行われました。

1. 内航船更新プロジェクト

(1) 概 要

多島国である同国にとって内航海運の整備拡充は国家の統一、経済の発展のために不可欠であります。現有内航定期船266隻244千DWTのうち約80%は船令14年以上の老朽船で、効率性、安全性、採算性が著しく低下しておりこれを放置することは同国内航定期船隊の活動の後退をもたらすこととなります。本借款に係る今回の事業は、老朽化の特に進んだ小型船を代替更新し、それによつて同国内航定期船隊を拡充し、外国船の進出を防ぎ国内船による利益比率の維持を図ろうとするものであります。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省海運総局

(3) 貸付資金 1,256,817,680円限度

貸付資金は本事業の実施に必要な資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和44年7月4日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文ならびに昭和47年7月24日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

内航船更新プロジェクト = Replacement of Inter-Insular Fleet Project

運輸通信観光省海運総局 = Directorate General of Sea Communications, Ministry of Transport, Communications and Tourism

2 デイゼル・カー・プロジェクト

(1) 概 要

同国の内陸輸送は、主として鉄道と道路によつて行われているが、鉄道輸送は、使用可能車両の老朽化から乗客輸送用車両が漸減し、昨年においては、鉄道輸送に占める乗客輸送は68年のその40%にまで後退している状態にあります。一方自動車輸送についても未発達な道路に甚多な乗物が集中しており、特にジャカルタ市内の混雑は著しく、本事業はかかる状態に鑑み、ジャカルタ市を中心とした西部ジャワ地域の都市間輸送に充てるべくデイゼル・カー24両（地方急行型）を導入して鉄道輸送能力の増強を図ろうとするものであります。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省陸運総局

(3) 貸付資金 960,000千円限度

本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和46年6月30日付け及び昭和47年7月24日付の日本・インドネシア両国政府間の交換公文及び昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア

政府との間の一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

ディーゼル・カー・プロジェクト = Diesel Railcars Project

運輸通信観光省陸運総局 = Directorate General of Land
Communications, Ministry of
Transport, Communications and
Tourism

3. 電車プロジェクト

(1) 概 要

本事業を必要とする背景はディーゼル・カー・プロジェクトと同様であり本事業も同国の鉄道輸送能力の増強を図るべく実施されるもので、電車（湘南型）を20両導入し、これをジャカルタ市への近郊輸送に充てようとするものであります。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省陸運総局

(3) 貸付資金 824,040千円限度

貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和44年7月4日付けの日本・インドネシア両国政府間の交換公文及び昭和48年7月27日付けの海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注) 電車プロジェクト = Electric Railcars Project

4. カランカテス第2期計画事業

(1) 概 要

本事業は、カランカテスダム全体計画の一環として実施されるもので、洪水調節、灌漑、発電を主な目的とするものであります。

事業内容としては、カランカテス発電所の第3号発電機の設置、ラホールダムとカランカテスダムとの連結トンネル（長さ790m）の工事等があります。

本事業の実施により、年間7,200万KWHの発電が可能となるほか、灌漑による米、大豆、メイズ、砂糖きび等の農産物の増産がもたらされるものと期待されます。

(2) 事業実施主体

公共事業電力省の所轄である国営電力会社の監督のもとにプランタス総合開発局が実施する。

(3) 貸付資金 743百万円限度

貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務を調達適格国（本邦及びDACリスト上の発展途上国——インドネシアを含む）から購入する際の決済資金に充当されます。なお、今回の貸付は昨年12月15日のものに続く第2回目のものであります。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付の日本・インドネシア両国政府間の交換公文並びに昭和49年9月20日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との間の一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

カラungkates第2期計画事業 = Karangates Second Stage Development Project

公共事業電力省 = Ministry of Public Works and Power

国営電力会社 (PLN) = Perusahaan Listrik Negara

ブランタス総合開発局 (BMP) = Brantas Multipurpose Project Executing Body

5. 放送プロジェクト（中波ラジオ網設置及びテレビ網改善）

(1) 概 要

本事業は(1)中波ラジオ放送プロジェクト、(2)テレビジョン放送プロジェクトの2件から構成されており、特に中波ラジオ放送は、インドネシアで初めて実施されるものでラジオ放送網の整備、放送内容と技術の向上、地方行政の円滑化につとめて欠くことの出来ないものであります。

なお、この中波ラジオ放送プロジェクトは、ラジオ放送整備計画の第1期計画にあたるものであります。

次にテレビジョン放送プロジェクトについては、過去に我国より贈与などで供与された放送設備が耐用限界にきてゐるので新たな設備で性能の向上を図り、今後の整備計画の中核とし、放送機能の拡充を図ろうとするものであります。

(2) 事業実施主体

情報省ラジオ、テレビ、フィルム総局、ラジオ局及びテレビ局

(3) 貸付資金 1,110,332千円限度

貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和47年7月24日付の日本・インドネシア両

国政府間の交換公文及び昭和49年9月20日付の海外経済
協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われる
ものであります。

(注)

放送プロジェクト = Establishment of Medium Wave Radio
Network and Improvement of Television
Network

情報省ラジオ・テレビ・フィルム総局、ラジオ局及び

テレビ局 = Directorate of Radio, Directorate of Television,
Directorate General of RTF (Radio-Television
Film), Ministry of Information

6. スラウェシ島地ディーゼル発電プロジェクト
(コンサルティング・サービス分)

(1) 概 要

スラウェシ島の産業は、小規模な加工業及び鉱工業が主であり、近年、工業化投資が活発になされております。しかし同島の電力は主に一般需要を対象とする小規模な孤立ディーゼル発電であり、又すでに、その多くが老朽化している為、同島住民の民生の向上と近年の産業用電力の需用増から早急に施設の更新拡充が必要とされております。本事業は、かかる状況に対応すべく工事本体の実施に先行して、これら発電機の復旧と配電管、新規発電機の供与、一部電線の更新を内容とするコンサルティング・サービスを行うものであります。電力の充足は地方都市住民の民生向上及び同地域の産業発展の基盤整備を促進するものであり、本サービスの実施は電力施設整備の推進及び産業動力電化への道を開くことにもつながるものと期待されます。

(2) 事業実施主体

同国公共事業電力省所轄の国营電力会社 (P L N)

(3) 貸付資金 98百万円限度

本事業実施のために必要とされる役務と資材を調達適格国(本邦及びD A Oリスト上の発展途上国——インドネシアを含む)から調達する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付の日本・インドネシア両国政府間の交換公文及び同日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との間の一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

スラウエシ僻地ディーゼル発電プロジェクト
(コンサルティング・サービス分)

= Consulting Services for Isolated Diesel Power
Plants and Distribution

7. バス輸送改善プロジェクト

(1) 概 要

同国のダムリ・バス事業公団はその経営状態が悪化しつつあり、しかも激増する人口に対応した輸送計画の立て直し並びに輸送力の拡充が必要とされております。本借款は、同公団のかかる状況を打開すべく本年5月30日付で締結された第1次借款に引続き供与されるもので、今回の借款の実施により、バス50台を新たに購入し、先の借款により購入することとなる150台と合わせ、同公団のバス200台新規購入という当初の計画を達成して、車両の老朽化から毎年減少を続けている同公団所有の稼働可能車両の増加とその路線確保を図ろうとするものであります。

本事業を実施することにより、同公団の経営の安定化が図られる他、地域住民の交通手段の確保が可能となり著しく公益の増進がもたらされるものと期待されます。

(2) 事業実施主体

同国運輸通信観光省陸運総局の管轄下でダムリ・バス事業公団が実施に当たる。

(3) 貸付資金 289,850千円限度

貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和47年7月24日付の日本・インドネシア両国政府間の交換公文ならびに昭和48年7月27日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

バス輸送改善事業 = Rehabilitation of Bus Transportation Project

ダムリ・バス事業公団 = P.N. DAMRI

8. ウエイウンブ・ウエイブングブアン灌漑プロジェクト
(コンサルティング・サービス分)

(1) 既 要

同国は、第1次5ヶ年開発計画を実施しており、南スマトラの原始農業を営む農民の食糧自給・農業生産の増大・生活水準の向上を図ろうとしております。

本借款は、この計画の一環として、南スマトラ北部ランボン州ウンブ及び南ランボン州ブングブアンの両地域における灌漑事業本体の実施に先行して行われるコンサルティング・サービス分を対象とするものであります。

なお、本灌漑プロジェクトは、ジャワ島・バリ島の人口過剰を分散することを目的とする移民計画の一環をも担っております。

(2) 事業実施主体

公共事業電力省水資源総局

(3) 貸付資金 375百万円限度

貸付資金は本事業実施のために必要とされる資材と役務を調達適格国（本邦及びDACリスト上の発展途上国——インドネシアを含む）から購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付の日本・インドネシア両

国政府間の交換公文及び同日付の海外経済協力基金とインド
ネシア政府との一般協定を受けて行われるものであります。

(注)

ウェイ ウンプ・ウェイ プングプアン 灌漑 プロジェクト
= Way Umpu and Way Pangubuan Irrigation Project

公共事業電力省水資源総局 = Directorate General of Water
Resources Development, Ministry
of Public Works and Power

新聞発表

インドネシア共和国政府に対するペラワン港
電力・給水設備改善プロジェクト等7事業に
係る所要資金の貸付について

昭和50年2月28日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対し

- ①ペラワン港電力・給水設備改善プロジェクト
- ②ジャカルタ電話網拡張プロジェクト
- ③ジャカルタ電話網増設プロジェクト
- ④ジャワ・テレビ網改善プロジェクト
- ⑤ウリンギ多目的ダム・プロジェクト
- ⑥航行補助プロジェクト
- ⑦東部ジャワ送配電網プロジェクト第Ⅱ期

以上7事業に係る所要資金として総額14397.009千円を
限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和50年2月28日）
各貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、ジャワ・テレビ網改善プロジェクト、ウリンギ
多目的ダムプロジェクト及び航行補助プロジェクトについては、
各々金利が年27.5%、償還期間が10年の据置を含む30年で
あり、ジャカルタ電話網拡張プロジェクト及びジャカルタ電話網増

強プロジェクトについては、各々金利が年3%、償還期間が7年の据置を含む25年、東部ジャワ送配電網プロジェクト第Ⅱ期については金利が3.5%、償還期間が7年の据置を含む20年と金利が3%、償還期間が7年の据置を含む25年の両プロジェクトが、さらにベラワン港電力給水設備改善プロジェクトについては金利が年3.5%、償還期間が7年の据置を含む20年であります。

(備 考)

調印は海外経済協力基金を代表して高良民夫理事が、又インドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ(Jusuf Ramli)駐日大使が署名することにより行われました。

1. ベラワン港電気水道施設修復事業

(1) 概要

インドネシア第3の港であるベラワン港は取扱貨物量が急速に増大しているため設備の増強が急務となつている。インドネシア政府は航路の浚渫、港湾施設の修復を進めているが本事業は、その一環として電気・水道施設の復旧・機能増大を図らんとするものである。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省海運総局

(3) 貸付資金 684,709千円限度

本事業実施のために必要とされる資機材及び役務を本邦から調達する際の決済資金に充当する。

(4) 根拠協定

本借款は昭和45年6月23日付及び昭和48年7月27日付日本・インドネシア両国政府間の交換公文並びに昭和45年6月26日付及び昭和48年7月27日付海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行なわれるものである。

(注)

ベラワン港電気水道施設修復事業＝ Improvement Project of Power
and Water Supply Facilities in
Port of Belawan

運輸通信観光省海運総局＝ Directorate General of Sea
Communication, Department of
Communications

2 ジャカルタ電話網拡張プロジェクト及び3.ジャカルタ電話網 増強プロジェクト

(1) 概要

インドネシアのジャカルタ市内における電話普及率はかなりの低水準にある。それを改善するため、1979年までに現在の45,300回線から280,000回線に拡充する計画があり、本事業は、その一部をなす29,000回線の増設に見合うケーブルを付設し、経済、社会活動の円滑化に寄与せんとするものである。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省、郵便総局管轄の下に電気通信公社が実施する。

(3) 貸付資金 2425.200千円限度

本事業実施のそめに必要とされる資材と役務を本邦から購入する際の決済資金に充当される。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和46年6月30日付の日本インドネシア両国政府間の交換公文及び昭和47年7月24日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行なわれるものである。

(注)

ジャカルタ電話網拡張プロジェクト = Extension Project of
the Jakarta Telephone

運輸通信観光省郵電総局 = Directorate General of Post and
Telecommunications
Ministry of Transport, Communi-
-cations and Tourism

4. ジャワテレビ網改善プロジェクト

(1) 概 要

インドネシアは3,000余島に民族、習慣、言語の違う
120百万人が住んでいる群島国家である。

そのため国の機能を保持し、国民間の交流を全国的に行ない
得るのは、海運、航空、通信等であり、その中でも特に放送
は、文化水準の向上、意見情報^のの交流、文化形成にとつて重要
な役割を果たすものである。

本プロジェクトは西部、中部ジャワ計画に引続き、東ジャ
ワの中心スラバヤ市にテレビスタジオを新設しジャワ島内に
5ヶ所の中継所を設置することにより放送内容の充実、地方
都市への放送圏の拡大を目的とするものである。

(2) 事業実施主体

情報省、テレビ・ラジオ・映画総局、テレビ局

(3) 貸付資金 605,000千円限度

本事業実施のために必要とされる資材と役務を本邦及び
LDC諸国より購入する際の決済資金に充当されます。

(4) 根拠協定

本借款は昭和48年7月27日付の日本・インドネシア両
国政府間の交換公文及び昭和49年9月20日付の海外経済
協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行なわれ

るものである。

(注)

ジャワ・テレビ網改善プロジェクト = Television Network
Improvement in Java

情報省、ラジオ・テレビ・映画総局 = Ministry of Information
Directorate General of Radio-
TV and Film

5 ウリンギ多目的ダムプロジェクト

(1) 概 要

東ジャワ州プランタス河の総合開発計画の一環としてウリンギ多目的ダムを建設することにより、流域の経済開発を進めることを目的とするものである。

本ダムは次の四大目的をもつ

- ① 発 電 27,000KW発電所の設置
- ② 調整池 上流のカランカテスダムより発電のため放水される水を調整して下流に流す
- ③ かんがい 下流ロドヨ・トルアグン地区 / 3,500haに給水
- ④ 治水砂防

(2) 事業実施主体

工公事業電力省

(3) 貸付資金 5,440百万円限度

本事業実施のために必要とされる資材及び役務の調達

(L D Oアソシエイト)に充当される。

(4) 根拠協定

本借款は昭和49年9月20日付の日本・インドネシア両国政府間の交換公文及び同日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行なわれるものである。

(注)

ウリンギ多目的ダムプロジェクト = Wlinge Multipurpose
Project (Dam and Power)

ロドヨ・トルアグン = Lodoyo Tulungagung

調整池 = Afterbay

6 航行補助プロジェクト

(1) 概 要

航行補助施設整備計画で調達が予定されている設標船 6 隻、補給船 3 隻のうちそれぞれ 4 隻、1 隻は既に引渡し済または建造中である。本計画は上記計画の最終分で、設標船 2 隻、補給船 1 隻を建造しようとするものである。

(2) 事業実施主体

運輸通信観光省海運総局 (Directorate General of Sea Communication, Department of Transport, Communication and Tourism)

(3) 貸付資金 2,735,100,000 円限度

本事業実施のために必要とされる資機材及び役務の調達 (L D O アンタイド) に充当される。

(4) 根拠協定

本借款は昭和 49 年 9 月 20 日付の日本・インドネシア両国政府間の交換公文及び同日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行なわれるものである。

(注)

航行補助事業 (Marin Aids to Navigation Project)

7. 東部ジャワ送配電網プロジェクト第Ⅱ期

(1) 概 要

インドネシアの第2次経済開発5ヶ年計画（1974～1977年度）にもとづき、工業開発地域として急速に発展すると考えられるスラバヤ地域を中心とした東部ジャワ地域の電力需要に対応して計画されてきたものである。

本計画は3段階に分割してすすめられており、今回のプロジェクトはその第Ⅱ期に相当する。

主たる目的はカリコント系とマデイウム系の送配電網の連結である。

(2) 事業実施主体

電力公社

(3) 貸付資金 4,505,000千円限度

本事業実施のために必要とされる資機材の調達に充当される。

(4) 根拠協定

本借款は、昭和45年6月23日、昭和46年6月30日、昭和47年7月24日付の日本・インドネシア两国政府の交換公文及び昭和45年6月26日、昭和47年7月24日及び昭和49年9月20日付の海外経済協力基金とインドネシア政府との一般協定を受けて行なわれるものである。

(注)

東部ジャワ送配電網プロジェクト第Ⅱ期

= East Java Electric Power Transmission
Distribution Network Project Second Stage

電力公社 = Perusahaan Umum Listrik Negara

新聞発表

インドネシア共和国政府に対する北スラウエシ
道路修復プロジェクトに係る所要資金の貸付に
ついて

昭和50年3月6日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対して同国北スラウエシ州公共事業局が実施にあたる北スラウエシ道路修復プロジェクトに係る所要資金として996,416千円を限度とする貸付を行うことを決め、本日（昭和50年3月6日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3%、償還期間が7年の猶直を含む25年であります。

本件は、北スラウエシ州において急増する交通量（年率1.7%）の伸びに対処するため、幹線国道であるWorotitgan～Katamobagu間総延長97.2kmの道路を修復するための所要資金の貸付けであります。

本道路の修復対象としましては、第1に、既設の簡易舗装部分で損傷の著るしい区間について、本格的な舗装工事を施行するとともに山間部の幅員を拡張する等一部線形改良を行う事業第2に老朽度のはげしい19橋の橋梁を取替える事業であります。

本事業の完工は、1977年6月を予定していますが、本年2月着工の世銀借款による海岸ルートの工事の完工（1977年9月予定）とあいまって、北スラウエシ州の殷榮開発に少なから

ず寄与することが期待され又走行費、道路維持管理費の節減効果も期待されます。

なお、貸付資金は本事業の実施に必要な資材を本邦から購入する際の決済資金に充当されます。

又、本借款は、昭和46年6月30日付の日本・インドネシア共和国政府間の交換公文をうけて行われるものであります。

(備考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、又インドネシア共和国政府を代表して、ユスフ・ラムリ (Jusuf Ramli) 駐日大使が署名することにより行われました。

(注)

北スラウエシ道路修復プロジェクト = The Rehabilitation of the Amurang-Kotamobagu National Highway in North Sulawesi

北スラウエシ州公共事業局 = The North Sulawesi Provincial Public Works Department

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 (501) 2156

新聞発表

ルワンダ共和国政府に対する輸送力増強事業
に係る所要資金の貸付けについて

昭和50年3月17日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、ルワンダ共和国政府に対して、同国ルワンダ国営バス公社が実施にあたる国内輸送力増強計画のための所要資金として1,107百万円を限度とする貸付けを行うことを決め、本日（昭和50年3月17日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3.25%、償還期間が10年の一括を含む30年であります。

本件は、ルワンダ国内唯一の公共輸送手段であるバス交通が、車両の故障、破損等によりその利便が低落している現状にあることに鑑み、ルワンダ全土に亘る路線に定期バスを運行する等バス路線網の拡充整備を図るとともに同国西部のキブ湖に、小型船舶による定期航路を開設する計画のための所要資金の貸付けであります。

事業計画の概要としては、バス輸送関係については大型バス、小型バス同部品の購入及び車庫、ガソリンスタンドの建設を予定し、又湖上輸送関係については、小型船舶同部品の購入及び棧橋の建設を予定しています。

本事業の効果としては、①定期運行、便数増加、新規路線開設等によるサービス・レベルの向上及び②人的、物的交流の円滑化

てよる同国の経済社会基盤の同質化促進等の諸効果が期待されます。

なお、貸付資金は本事業の実施に必要な資機材及び役務を本邦から購入する際の決済資金並びに現地で調達される資機材及び役務の購入資金に充当されます。

又本借款は、昭和49年12月23日付の日本・ルワンダ共和国政府間の交換公文をうけて行われるものであります。

(備 考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大柴佐武郎総裁が、
又ルワンダ共和国政府を代表してマルタン・ブチャーナ
(Martin Bucyana) 郵政大臣が署名することにより行われ
ました。

(注)

ルワンダ国営バス公社 = Regie des Transports Publics

輸送力増強事業 = Transportation System Improvement
Project

新聞発表

インドネシア共和国政府に対する中波ラジオ網
建設プロジェクトに係る所要資金の貸付けに
ついて

昭和50年3月18日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対して同国情報省ラジオ・テレビフィルム総局ラジオ局が実施にあたる中波ラジオ網建設プロジェクトに係る所要資金として、1,225,000千円を限度とする貸付けを行うことを決め、本日（昭和50年3月18日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が275%、償還期間が10年の利付を含む30年であります。

本件は、既存の短波による全国放送網を補完し、中波による全国ネットワーク体制を確立し、これにより群島国家としての地理的特性に対処するためインドネシア政府が1971年9 phaseから成る整備計画を策定し1973年度から順次実行に移しているプロジェクトの一環を担うための所要資金の貸付けであります。

本計画は、全体の計画のうちその第2段階に位置するもので、セマラン（中部ジャワ）、パカンバル（中部スマトラ）、パレンバン（南部スマトラ）、ベンジャルマシン（南部カリマンタン）

及びウジエンバンダン（南部スラウエシ）の5都市に中波放送局を設け、1977年4月をもって放送を開始しようとするものであります。

本事業の完成により教育の普及等の文化的効果あるいは農村の近代化等の経済社会的効果が期待されます。

なお、貸付資金は、本事業の実施に必要な資材及び役務をわが国及びLD C諸国から調達する際の決済資金に充当されます。

又、本借款は、昭和49年9月20日付けの日本・インドネシア共和国政府間の交換公文をうけて行われるものであります。

（備考）

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、又インドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ（Jusuf Rani）駐日大使が署名することにより行われました。

（注）

中波ラジオ網建設プロジェクト = Medium Wave Radio Network Project

インドネシア政府情報省ラジオテレビフィルム総局ラジオ局
= Radio Republic of Indonesia

（照会先） 海外経済協力基金総務部総務課

電話 (501) 2156

新聞発表

インドネシア共和国政府に対するスラバヤ
火力発電所プロジェクトに係る所要資金の
貸付について

昭和50年3月18日
海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対して同国電力公社が実施にあたるスラバヤ火力発電所プロジェクトに係る所要資金として、1,770,000千円限度とする貸付けを行うことを決め、本日（昭和50年3月18日）その貸付合意書に封印しました。

借款の条件は、金利が年3%、償還期間が7年の括置を含む25年と、金利が年2.75%、償還期間が10年の括置を含む30年のものとがあります。前者の条件は、本件プロジェクトの実施のために、わが国から調達される資機材の購入のために、又後者の条件は、同プロジェクト実施のためにわが国及びEPC諸国から調達される資機材の購入のために適用されるものであります。

本件は、東部ジャワ地方の経済の振興と工業の急速な進出によつて生じている電力の不足に対応するために既存の1,2号発電機（合計5万KW）に替換して3,4号（合計10万KW）の発電機を設置するとともに、電力供給上取要点であるワルダ2発電所、パンギル、マラン発電所と各地点を結ぶ送電線、ワル第2発電所

内の中央給電指令所を設置するものであります。

本事業は、1977年内に完工される予定になつていますが、その効果としましては、カリコト系の電源が強化され、東部ジャワ地区の工業発展及び、同地域の住民の生活水準の向上に寄与することが期待されます。

なお本借款は、昭和47年7月24日及び昭和48年7月27日付の日本・インドネシア共和国政府間の交換公文をうけて行われるものであります。

(備 考)

証印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、又インドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ (Jusuf Ramli) 駐日大使が署名することにより行なわれました。

(注)

スラバヤ火力発電所プロジェクト = Surabaya/New Perak Steam Power Plant Project

電力公社 = Perusahaan Umum Listrik Negara

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 (5 0 1) 2 1 5 6

新聞発表

インドネシア共和国政府に対するパレンバン配電網
プロジェクトに係る所要資金の貸付けについて

昭和50年4月23日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対して、同国パレンバン市の配電網の修復、送電線建設プロジェクトに係る所要資金として、2609.310千円を限度とする貸付けを行うことを決め、本日（昭和50年4月23日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3%、償還期間が7年の括値を含む25年であります。

本件は、石油を背景に発達した工業都市である南スマトラのパレンバン市における、老朽化した配電網の更新及び同市スンガイ工業団地への送電計画に係る所要資金の貸付けであります。特に、インドネシア経済の復興とともに多数の企業が進出しつつあるスンガイ工業団地への送電は不可欠なものであり、そのために現地においては本プロジェクトの早急な実施が期待されております。

本事業は、26基の送電塔を含む送電施設及び15,000KVAの変電所並びに配電線の建設事業を内容とするものであり、1977年3月に完工の予定であります。

又、本事業の効果としては、電力供給量の拡大及び送配電損失並びに停電事故の減少によつて、パレンバン地域における動力源の安定供給が確保され、同地域の産業活動の促進、地域経済の発

展，あるいは地域住民の生活水準の向上に寄与することが期待されます。

なお，貸付資金は本事業の実施に必要な資材及び役務の本邦からの購入資金に充当されます。

又本借款は，昭和46年6月30日付の日本・インドネシア共和国政府間の交換公文をうけて行なわれるものであります。

(備 考)

調印は，海外経済協力基金を代表して太来佐武郎総裁が
又インドネシア共和国政府を代表して Jusuf Ramlil 駐日大使
が署名することにより行われました。

(注)

パレンバン配電網プロジェクト

＝ Palembang Electric Power System Project

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 (501) 2156

新聞発表

トルコ共和国に対するハサンウルル・ダム及び
水力発電所建設事業の所要資金貸付について

昭和50年5月26日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、トルコ共和国に対し、同国天然資源省国家水利庁が実施にあたるハサンウルル・ダム及び水力発電所建設事業の所要資金の第3次分として、1,413百万円を限度とする貸付を行なうことを決め、本日（昭和50年5月26日）その貸付合意書に調印しました。この結果、本プロジェクトに關する貸付総額は、第1次分4,662百万円（調印日、昭和46年10月8日）、第2次分3,312百万円（調印日、昭和49年1月30日）と合わせて9,720百万円となります。

借款の条件は、金利が5%、償還期間が5年の据置を含む20年であります。

本事業は、トルコ中央北部を流れ黒海にそそいでいるイエシリマク川の豊富な水資源を利用するため、総貯水量1,080百万トンのロックフィル式ダムを建造し、ダム直下の地下に発電能力25万KW（最終時には50万KWの予定）の水力発電所を建設するものであります。

本事業の実施により、年間1,217百万KW時の電力をアンカラ、イスタンブール等の電力消費地に供給することが可能となりさらに下流バラホールダムの完成（時期未定）により、チャルチャンバ平野に灌漑用水を有効に供給することにも貢献しうると期待されます。

また、本事業に対する貸付資金は、本事業の建設に必要な建設機械、発電機等恒久施設及び役務の我国からの購入資金に充当されます。

なお本借款は、昭和46年5月26日付けの日本・トルコ政府間の交換公文を受けて行なわれるものであります。

(備 考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総長が、またトルコ共和国政府を代表してCelal Eyiceglu駐日大使が署名することにより行なわれました。

(注)

ハサンウールル・ダム建設事業＝ Hasan Ugurlu dam and
Hydroelectric power
Project

天然資源省水利庁＝ General Directorate of State
Hydraulic Works

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

マレーシア国政府に対するテメンゴール水力
発電事業の所要資金貸付について

昭和50年7月1日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、マレーシア国政府に対して、同国国家電力庁が実施にあたるテメンゴール水力発電事業の発電機器部分の所要資金として8,793百万円の貸付を行なうことを決め、本日（昭和50年7月1日）その貸付合意書に調印いたしました。

本借款の条件は、金利が年3.25%、償還期間が据置期間7年を含む20年であります。

本事業は、第2次マレーシア計画（1970-1975）における最重点事業のひとつとして、またベラ川総合開発計画の一環として、西マレーシア北部ベラ川とテメンゴール川の合流点直下に高さ115m、堤頂長490mのロックフィルダム及び総出力348MW（87MW×4共）の水力発電所を建設し、年間約908百万KWhの電力を主に西マレーシア西海岸の各都市へ供給しようとするものであります。

本事業のうちダム本体工事資金に対しては、既に昭和49年1月21日に133億円の借款を供与しており、本事業に対する

基金の貸付は今回とあわせて220億94百万円となります。

なお、本事業の実施により、電力の低廉かつ安定的供給、洪水制御による洪水被害の減少、周辺未開地域の開発促進、雇用機会の増大等の効果もたらされるものと期待されております。

なお、本借款は、昭和47年3月29日付および昭和49年8月26日付の日本・マレーシア国政府間の交換公文を受けて行なわれるものであります。

(備考)

貸付合意書の調印は、海外経済協力基金を代表して高良民夫理事が、またマレーシア国政府を代表してリム・タイク・チョーン駐日大使が署名することにより行なわれました。

(注)

テメンゴール水力発電事業 = Temengor Hydro-electric Project

国家電力庁 = National Electricity Board

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

パラグアイ共和国に対するマイクロウエーブ網
及び衛星通信地球局建設事業の所要資金貸付に
ついて

昭和50年7月24日
海外経済協力基金

海外経済協力基金は、パラグアイ共和国政府に対して、同国電気通信公社が実施にあたるマイクロウエーブ網及び衛星通信地球局建設事業の所要資金として、200.0百万円を限度とする貸付を行なうことを決め、本日（昭和50年7月24日）その貸付合意書に調印いたしました。

本借款の条件は、金利が年4.0%、償還期間が据置期間5年を含む20年であります。

本事業は、内陸国であるパラグアイに、パン・アメリカンマイクロウエーブ網の一環であるマイクロ回線と、国際通信の最新手段である衛星通信用施設を建設することにより、同国の市外通信及び国際通信の改善を図ろうとするものであります。

本事業の工事概容は、マイクロウエーブ網建設事業と衛星通信施設建設事業との2つの事業を内容としています。マイクロウエーブ網建設事業は、首都アスンシオンとブラジル国境のフェルト・プレジデンテ・ストロエスネル間311.3kmおよびアルゼンチン国境のボツ・デ・パトリア間347.9kmに、搬送能力960回線×2のマイクロウエーブ網を建設し、それぞれの国境で国際接続するものであります。また、衛星通信地球局建設事業は、首都アスンシオン郊外に、搬送容量84回線のインテルサット大西洋衛星向け地球局を建設するとともに、アスンシオンの中央局に交換容量200回線の国際電話交換システムを建設するものであ

ます。この国際電話交換システムには、衛星経由の国際回線に加え、マイクロウエーブによる国際回線も収容されます。

また、貸付資金は、本事業実施のため我国から調達される資機
• 用役の購入資金に充当されます。

なお、本借款は、昭和50年6月30日付の日本・パラグアイ共和国政府間の交換公文を受けて行なわれるものであります。

備 考)

貸付合意書の調印は、海外経済協力基金を代表して高良民夫理事が、またパラグアイ共和国府を代表してデシデリオ・M・エンシソ駐日大使が署名することにより行なわれました。

(注)

マイクロウエーブ網建設事業

= Microwave Network Installation Project

衛星通信地球局建設事業

= Satellite Earthstation Construction Project

電気通信公社

= Administración Nacional de Telecomunicaciones

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

インドネシア共和国政府に対するバリト一河々口
浚渫事業の所要資金貸付について

昭和50年7月24日
海外経済協力基金

海外経済協力基金は、インドネシア共和国政府に対して、同国運輸通信観光省、海運総局バンジャルマン港湾局が実施するバリト一河々口浚渫事業の所要資金として、2,094,635千円を限度とする貸付を行なうことを決め、本日その貸付合意書に調印しました。

本借款の条件は、金利が年27.5%、償還期間が据置期間10年を含む30年であります。

本件は、中流カリマンタン両州の経済活動の中心地であるバンジャルマシ市を流れるバリト一河の河口を浚渫することによつて、大型船舶(6,000~10,000DWT)の航行を可能にし、バンジャルマシ港の荷役取扱量の増大を図ろうとするものであります。本事業の内容は、バリト一河々口より5km沖合からはじまる浅瀬に巾90~100m、深さ6.0~6.6mの航路を12kmに渡つて浚渫するものであります。本事業を実施することによつてバンジャルマシ港への大型船、外航船の入港が可能となります。その結果、両州にとつては、各種資源や産品の輸出及び移出の拡大がもたらされるほか、経済活動に必要な物資や生活物資などの輸入及び移入を大量かつ円滑に行なうことが可能となるとともに、

同地域の経済開発の促進と地域住民の生活水準向上がもたらされるものと期待されております。特に南カリマンタン州にとっては、同州で産出する木材を中心とする資源や各種商品の輸出及び移出に好影響を与えるほか、その工業開発にも寄与することが期待されます。

なお、貸付資金は、本事業を実施するために必要な資本金及び役務を我が国及び開発途上国から調達する際の決済資金に充当されますが、前回（昭和49年9月20日）の同事業に対するコンサルタント費等の貸付と合わせ、合計2953,400千円となります。

また、本借款は、昭和48年7月27日付けの日本・インドネシア共和国政府間の公換公文を受けて行なわれるものであります。

（備 考）

貸付合意書の調印は、海外経済協力基金を代表して森良民夫理事が、またインドネシア共和国政府を代表してユスフ・ラムリ駐日大使が署名することにより行なわれました。

（注）

バリト一河々口浚渫事業

= Dredging at the Mouth of Barito River Project

運輸通信観光省海運総局

= Directorate General of Sea Communication,
Ministry of Transport, Communication and Tourism

（照会先）

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

スエズ運河庁に対するスエズ運河拡張事業
(第1期)の所要資金貸付について

昭和50年7月26日
海外経済協力基金

海外経済協力基金は、エジプト・アラブ共和国スエズ運河庁が実施するスエズ運河拡張事業(第1期)の所要資金の一部として38,000百万円を限度とする貸付を行なうことを決め、本日(昭和50年7月26日)同運河庁との間に貸付合意書を調印しました。

本借款の条件は、金利が年2%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

なお本借款は、昭和48年12月にエジプトを訪問した日本政府三木特使(当時、副総理)が約束した経済協力案件の一つであり、昭和50年4月16日調印された日本、エジプト・アラブ共和国両国政府間の交換公文を受けて行なわれるものであります。

本事業は、本年6月5日に再開されたスエズ運河の航行能力を拡大するため、同運河の拡張、増深を行なうことを内容とするものであります。本事業の実施によつて同運河は、水深19.5m、運河標準断面積3,200㎡最大船吃水53ftの規模に拡大され、最大船型150千DWT(満載)の船舶の通航が可能になるものと期待されております。

また、本事業の効果としては、運河通航料の増収により、エジ

フト経済に対し外貨収入の増大、国際収支の改善等がもたらされるほか、欧米とアジア、アフリカ東岸、アラビア湾諸国との間の海上輸送時間の短縮によつて、運賃低減が実現することが期待されております。

なお、本事業に対する貸付資金は、本事業を実施するために必要な資機材・役務を我が国から調達する際の購入資金に充当されます。

(備考)

貸付合意書の調印は、海外経済協力基金を代表して大來佐武郎総裁が、またスエズ運河庁を代表して、マシユール・アーメッド・マシユール総裁が署名することにより行なわれました。

(注)

スエズ運河拡張事業(第1期)

= Deepening and Widening Project of Suez Canal-First Phase

スエズ運河庁

= The Suez Canal Authority

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

新聞発表

アルジェリア民主人民共和国政府大蔵省国庫
信用保険局に対するトレムセン～アンナバ間
マイクロウエーブプロジェクトに係る所要資金
の貸付について

昭和50年7月26日

海外経済協力基金

海外経済協力基金は、アルジェリア民主人民共和国政府大蔵省国庫・信用保険局に対して、同国郵政省が実施にあたるトレムセン～アンナバ間マイクロウエーブプロジェクトに係る所要資金として、1,800,000千円を限度とする貸付けを行うことを決め本日（昭和50年7月26日）その貸付合意書に調印しました。

借款の条件は、金利が年3.75%、償還期間が7年の据置を含む25年であります。

本件貸付の対象となるプロジェクトは、アルジェリア郵政省が実施する第2次電気通信網整備拡充4ヶ年計画（1974年～77年）の中該をなすものの一つで地中海沿岸の主要都市間を結ぶ市外通信伝送路としてマイクロウエーブ施設を建設するものであります。（建設ルートは、総延長約1,100kmに及びトレムセン～オラン～アルジェ～セティフ～コンスタンチン～アンナバにわたり、17の新設局舎を含む所要の工事を施行するもの。）

本事業の完工は、1976年4月30日をもつて全線開通の予定となっており、その効果としては、①既設同軸ケーブル施設に

よる市外通信の飽和状態を回避する一方、現在施行中の交換機増設による市外通信の需要増加に対処しうること②既設同軸ケーブルの断線に起因する通信遮断の混乱を回避しうること及び③本格的なマイクロ無線方式の導入による新規通信技術の修得等の諸効果が期待されます。

なお、貸付資金は本事業の実施に必要な資材及び役務の本邦からの購入資金に充当されます。

又本借款は、昭和49年12月9日付の日本・アルジェリア民主人民共和国政府間の交換公文をうけて行われるものであります。

(備考)

調印は、海外経済協力基金を代表して大来佐武郎総裁が、
又アルジェリア民主人民共和国政府大蔵省国庫・信用・保険局を代表して Rachid Hassam

(注)

アルジェリア民主人民共和国政府大蔵省国庫・信用・保険局

— Bureau of Treasury, Credit and Insurance of
Ministry of the Government of the Democratic
and Popular Republic of Algeria

トレセン～アンナバ間マイクロウエーブプロジェクト

— Tlemcen-Annaba Microwave Telecommunication
Network Project

(照会先)

海外経済協力基金総務部総務課

電話 501-2156

